

下松市中小企業制度融資一覧表

令和8年4月改定

融 資 名	目 的	融 資 の 対 象	融 資 条 件							取扱金融機関		
			使途	限度額 (万円)	利 率 (年%)	保証料率 (年%)	償還期間 (以内)	償還 方法	保証人		担保	
特別 小口 融 資	小口事業資金	小規模事業者向け事業資金の融資	1 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下。又は業種ごとに中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める数以下。 2 個人にあっては市内に住所を有しており、法人にあっては市内に事務所又は事業所を有すること。 3 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種と同一事業を営む事業者であること。 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること。 5 市税を完納していること。 6 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。	運転 設備	1,000	1.9	山口県信用保証協会の定める率 全額市助成	7年 (据置6月)	分割	原則法人の代表者以外不要	原則不要	東山口信用金庫 山口銀行 西京銀行 広島島銀
	小口緊急資金	小口事業資金のほかに必要とする資金の融資	1、2、3、4、5、6同上 7 小口事業資金を現に利用し、その5分の2以上を良好に返済していること。	運転	400	1.9		1年	分割	原則法人の代表者以外不要	原則不要	
	無担保・無保証人資金	無担保・無保証人による資金の融資	1、2、3、4、6同上 5 市税を完納していること。 5の2 市民税の所得割を有し、かつ、完納していること。	運転 設備	1,000 (既保証含む)	1.9		5年 (据置6月)	分割	不要	不要	
	開業支援資金	開業のための資金の融資	1、2、3、5、6同上 4 融資の決定から1か月以内に事業を開始することが明らかであると認められること又は開業して5年未満であること。	運転 設備	1,000	1.7 ※特定創業支援事業を受けた者 5年以内 1.3 5年超 1.4		運転 7年 設備 10年 併用 10年 (全て据置1年)	分割	原則法人の代表者以外不要	必要に応じて徴求	
中小企業活性化資金融資		中小企業者向け事業活性化のための事業資金の融資	1 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下並びに従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下。 1の2 資本の額又は出資の総額並びに従業員の数が中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める数以下。 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること。 2、3、5、6同上	運転 設備	運転 1,000 設備 3,000 併用 3,000 併用の場合は3,000の内、運転資金1,000	2.0	山口県信用保証協会の定める率 全額市助成	運転 5年 (据置6月) 設備 15年 (据置2年) 併用 15年 (据置2年)	分割	原則法人の代表者以外不要	必要に応じて徴求	東山口信用金庫 山口銀行 西京銀行 広島島銀
中小企業 振興 融 資	設備資金	中小企業者向け事業用設備のための資金の融資	1 市内に居住し、同一事業を1年以上営み、市税の滞納のない中小企業信用保険法に定める中小企業者で、かつ、中小企業等協同組合法等に基づいて設立された組合及びその構成員（ただし、風俗営業を営む者を除く。） 2 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。 3 次のいずれかに該当すること。 (1) 設備の近代化を促進するための機械器具の購入 (2) 店舗、事務所並びに工場の新築又は増改築 (3) 駐車場の整備 (4) 従業員福祉施設の新築又は増改築	設備	1,000	1.5	保証付の場合は山口県信用保証協会の定める率	5年 (据置6月)	分割	原則法人の代表者以外不要	必要に応じて徴求	商工中金徳山支店
	組合資金	中小企業者の組合又はその構成員の事業推進・強化のための資金の融資	(上記1、2に同じ) ただし、組合構成員を融資の対象とする場合は、上記設備資金との併用はできない。	運転	1,000	1.5		5年	分割	原則法人の代表者以外不要	必要に応じて徴求	
	季節資金	夏季及び年末に必要な資金の融資	(上記1、2に同じ)	運転	1,000 上記の設備・組合資金を含む	1.5		6月	分割 又は一括	原則法人の代表者以外不要	必要に応じて徴求	
中小企業不況対策特別融資		不況克服、企業安定のための資金の融資	融資の対象となる中小企業者とは、次の1～4に掲げる要件を満たすもので、かつ、(1)～(3)に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 1 個人にあっては市内に住所を有しており、法人にあっては市内に事務所又は事業所を有すること。 2 現在の事業を1年以上継続して営んでいること。 3 市税を完納していること。 4 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により市長の認定を受けたもの (2) 山口県指定の指定再生手続開始申立等事業者に50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有するもの (3) 災害等の突発的な事由に起因して経営に著しい支障を生じているもの	運転	1,000	1.3	山口県信用保証協会の定める率 全額市助成	10年 (据置1年)	分割	原則法人の代表者以外不要	原則不要	東山口信用金庫 山口銀行 西京銀行 広島島銀